

WEEKLY NEWS 2016 週報 通算 2201回 《14回》

第2640地区

和歌山東南 ロータリークラブ

<http://www3.cypress.ne.jp/tonan-rotary.html>



人類に
奉仕する
ロータリー

会長 土屋一博 幹事 中曾真二郎
会報委員長 山本真司

例会日：水曜日 例会場：ミール華月殿
第1・第2：18:30～(夜)
第3・第4・第5：12:30～(昼)
事務局 E-Mail
a-rotary@coral.cypress.ne.jp

本日の例会
10月19日(水)
12:30～華月殿

- ・開会点鐘 土屋会長 ・ロータリング 我等の生業、結婚記念日お祝い ・出席報告(例会委員会)
- ・ニコニコ箱(寄付金)報告 ・会長挨拶 ・幹事報告 ・委員会報告 ・行事 会員卓話
「日本刀の魅力」公益財団日本美術刀剣保存協会 和歌山支部 理事山本真司様
- ・閉会点鐘 土屋会長

先週例会報告 会場監督 山田さち子

ゲスト 和歌山信愛女子短期大学 元講師 島田佳子様

会長挨拶

土屋一博 会長

皆様こんばんは、ゲストの島田様 本日の卓話よろしくお祈いします。
10月6日(木)に和歌山県知事及び市長の表敬訪問に、市内9クラブ会長・幹事様と一緒に
行って参りました。まず、10:20より市長を訪ね、和歌山市で予定される大学の話をされ、
人口流出を防ぐ手立ての1つとして進めているということが中心の話となりました。
次に11:00より知事を訪ね、愛媛県とのスマ売出国産競争、ミカンなどを和歌山県がいかに売り
出すかの話が記憶に残りました。
最後に双方ともに市内クラブの今期の奉仕活動の計画書を渡し、県・市共に協力を仰ぎたい旨のお願いを
ホストクラブ会長 和歌山ロータリークラブ兼田会長がされていました。



以上

幹事報告

中曾真二郎 幹事

- ① 地区より「米山奨学生クリスマス会」の案内が届いています。
日時：12月16日(金) 18:30～21:00、場所：ホテルきららリゾート関空4階
会費：10,000円、締切は11月15日(火) ご参加頂けます方は事務局までお知らせ下さい。
- ② クラブ職業奉仕委員長会議が11月26日(土) 13:00～16:00、テクスピア大阪にて開催さ
れます。島本職業奉仕委員長様、ご出席よろしくお祈い致します。
- ③ 地区より次年度短期受入留学生のホストクラブの募集の案内が届いております。
受入学生国籍はアメリカ、ドイツ、イギリス、チェコ、オランダなど。締切は10月31日(月)



ニコニコ箱

郷間博敏 副会計

土屋君・島田さん 本日卓話よろしくお祈いします。
奥村君・島田様 本日卓話よろしくお祈いします。
中曾君・島田様 本日卓話どうぞ宜しくお祈いします。
山田(さ)君・島田佳子様 本日卓話よろしくお祈い致します。
津田君・病気お見舞いとして頂きました。竹中会員、山本唯二会員 お気遣い有難うございます。



和歌山東南ロータリークラブ

	ニコニコ	米山記念奨学会	ロータリー財団	東南育英会
累計	852,456	242,000	156,000	13,000

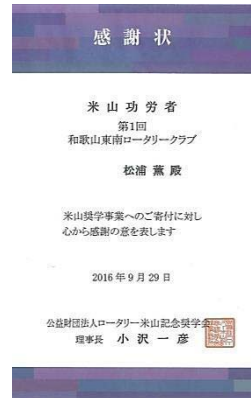
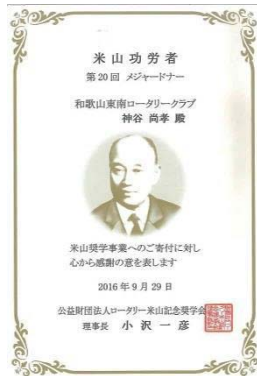
出席報告			出席者	出席率
会員総数	44名	10/12	30名	73.17%
出席免除会員	3名	9/27	34名	79.07%

保田君・今晚は。いよいよ心地良い季節になりましたね。



「表彰」

米山功労者 第20回メジャードナー 神谷尚孝会員、米山功労者 第1回 松浦 薫会員



外部卓話「社会的養護について」

和歌山信愛女子短期大学 元講師 島田佳子様



社会的養護とその仕組み

○一般的には親に恵まれない、或いは虐待等親に監護させる事が不相当と判断される子ども「要保護児童」を親に代わって養育する仕組みを社会的養護とする事が多く、国及び地方公共団体の責任と規定されている。

○母子施設や乳児院・児童養護施設等のような施設養護と里親制度に代表される家庭内で養育する家庭的養護の2つに大別される。

○児童福祉法に基づく、子どもの健全育成やあらゆる相談に対応出来る福祉の拠点として、県中央児童相談所があります。H7年 子ども・障害者センターを開所した後、H21年 女性相談所を統合して改編されました。

○里親制度（養育里親、養子縁組、専門里親、親族里親）の4種類あり、家族と暮らせない子どもを家庭に引き取り愛情と理解を持って養育する。その内に信頼関係を築き、里親は社会的養護の必要な子ども達の思いを受け止め 里親制度の充実を通じて、児童福祉や児童の幸福をはかる。

○母子生活支援施設は母子の権利擁護と生活の拠点となり、児童の福祉を主眼として養護を担う児童福祉施設です。暴力や虐待等深刻な状況にある母子が安全・安心な環境で心身を癒し、母は子育てのスキルを磨き、明日への意欲回復、子どもの情緒安定や大人への信頼回復、学力の向上、未来に向けての力を蓄える場を担う。母子共に危機を乗り越え、再び社会に船出して自立していく事を支援する唯一の施設です。

○児童虐待は身体的、精神的、経済的、社会的、子どもを利用する暴力等DVの目撃者や直接被害も多く、家庭では養育が維持出来ず、乳児院や児童養護施設に入所する子どもも多くある。毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。「虐待発見者は子どもの命を守り、権利救済するため、すべて国民に通告義務がある。」児童法（第25条）

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待かも？と思ったら全国共通（189）へ近くの児童相談所へダイヤルしてください。他、パンフレット種々別添参照してください。